

県立病院の経営方法が 変わります。



医療の充実、経営基盤の強化へ

県民の声を幅広く反映・新体制で公的役割・柔軟な運営めざす

県立病院 平成22年4月に特定地方独立行政法人に移行

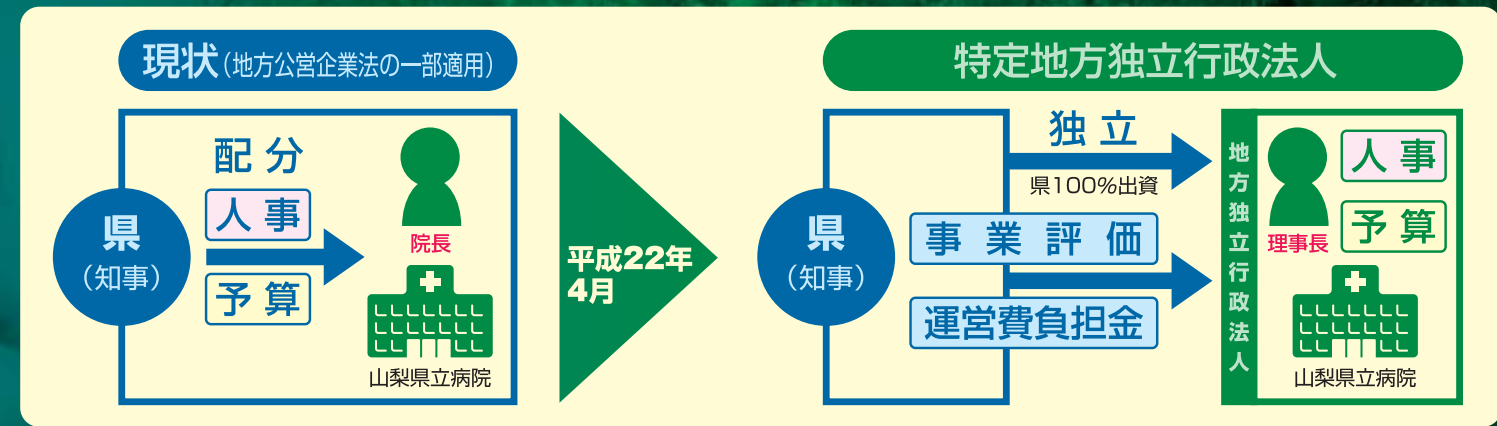
山梨県立病院（中央病院、北病院）は、平成22年4月から「特定地方独立行政法人」に移行します。全国的に公立病院の経営環境が厳しさを増す中、山梨県は法人化によって、医師や看護師を十分確保しながら、先進的な医療を持続的に提供できるよう、医療サービスの一層の向上と経営基盤の強化を目指していきます。

平成22年4月「特定地方独立行政法人」に

**変わっても 県民の健康と生命を守る最後の砦である県立病院の役割を
変えずに これからもしっかり担っていきます。**

特定地方独立行政法人になっても、県立病院としての使命は変わりません。

山梨の医療水準の向上を担う中核的な病院として、県民の皆さんのニーズに即した高度で質の高い医療を提供し、県立病院の魅力を高めていきます。



①経営形態の検討経緯

県立病院は、「地方公営企業法の一部適用」という経営形態をとってきました。

しかし、少子高齢化、医師・看護師不足、医療制度改革など、病院を取り巻く環境が大きく変化。経営状況の悪化や累積欠損金の拡大もあり「従来の形態ではこれらの諸課題への対応に限界がある」という指摘がありました。

こうしたことから県では、現状の経営形態を見直し、県民へ質の高い医療を継続して安定的に提供できる体制づくりや経営健全化の方策を探ってきました。平成19年度には病院経営の専門家らで組織する「県立病院経営形態検討委員会」での検討をスタート。県立病院が引き続き山梨県の基幹病院として救命救急医療や総合周産期母子医療、精神科救急医療といった「政策医療」を確実に実施していくことを前提に「県立病院の自主的な判断で医療サービスの向上を図ることができる経営の在り方」について研究、検討し、平成20年3月に「一般地方独立行政法人制度の導入がふさわしい」という報告が取りまとめられました。

県議会でも「県立病院あり方検討特別委員会」が設置されて審議、検討が行われました。さらに、県政モニターやタウンミーティングなど、さまざまな方法で県民の声を聞き、こうした報告や意見を踏まえながら、総合的に検討した結果、県立病院の経営形態は「公務員型の特定地方独立行政法人が最も適切」との判断に至りました。

②特定地方独立行政法人とメリット

地方独立行政法人は、「県とは別の法人格となり、専任の理事長が置かれて、経営責任が明確になるとともに、予算や人事面での制約がなくなり、自主的で柔軟な病院運営が可能」な経営形態です。

一方で「地方独立行政法人になると、県民に必要な政策医療が確保できなくなるのではないか」という声も聞かれますが、①県が示す中期目標やその目標に基づいて法人が策定する中期計画に政策医療の実施方策が具体的に示され、県議会のチェックも受けることになっている②政策医療に必要な経費については法律上、県が責任をもって負担することになっている一などの点から、政策医療の確保も可能な形態です。

また、公務員型を導入した主な理由としては、①「県立病院の職員が公務員である方が安心感が得られる」という県民の声に配慮した②厚生労働省から県立北病院を「心神喪失者等医療観察法」に基づく指定入院医療機関にするよう強く要請されており、現行法上では非公務員型の一般地方独立行政法人では、この指定を受けられない一ことなどです。

県立病院は、新時代に向けて歩みを始めました。特定地方独立行政法人への移行により「これまで以上に県民に信頼され、最先端の医療を提供できる県立病院」を目指していきます。

背景の写真は、中央病院(上)北病院(下)

変 特定地方独立行政法人になって 変わること

職場の権限強化で、医療サービスが向上します。

医師や看護師などのスタッフの採用、機器の導入などが独自の判断と権限でできるようになり、県民の医療ニーズに迅速に対応することができます。

県とは別の法人となることで経営の健全化が進められます。

独立した法人格を持つことで、職員の当事者意識、経営参画意識が高まるとともに、専任の理事長が置かれることで経営責任の明確化や弾力的な病院運営が実現します。

よりよい医療を目指して、病院が進化していきます。

県が定めた目標を達成するための計画を作成し、それに基づいて業務を行い、外部の評価やチェックを受け、業務の見直しを行うといったサイクルを繰り返し、継続的に業務改善を図り、サービスの向上に努めていきます。



変 特定地方独立行政法人となっても 変わらないこと

県立病院の使命と責任を果たします。

これまでと同様に、県の基幹病院として、高度・特殊な政策医療を安定的に提供していきます。

政策医療に必要な経費は県が負担します。

不採算であっても、政策医療を実施するための費用は、これまでどおり県が負担し、県民に必要な政策医療を確保していきます。

県立病院であることは、変わりません。

県が100%出資して設立する法人が運営します。県立病院であることに変わりはありませんので、今後も公的な役割を担っていきます。また、職員が公務員としての誇りと使命感を持って医療を提供していきます。

Q&A

Q1 今、なぜ県立病院の経営方法を見直すのですか？

全国的な医師不足や診療報酬の引き下げなど、病院経営を取り巻く環境が厳しくなっていて、それは県立病院も例外ではありません。県立病院は、現在、県が直接運営していますが、医師・看護師の採用、医療機器の購入など経営に関する権限が分散し、意思決定に時間がかかることなどが課題となっていて、激しく変わる医療制度に対応するには限界があります。

そのため、県立病院の経営方法を見直し、自律性、柔軟性、機動性のある形態に移行することとしました。

Q2 どのように検討を進めてきたのですか？

県立病院が、引き続き県の基幹病院として政策医療を確実に実施していくことを前提に、県立病院の自主的な判断で医療サービスの向上を図ることができる経営方法について検討してきました。

検討にあたっては、病院経営の専門家などによる委員会や県議会、そしてタウンミーティングなどで県民の皆さんの意見を聞くなどして、公務員型の地方独立行政法人が最も適当と判断しました。

Q3 確実に実施する「政策医療」って何ですか？

救命救急医療、総合周産期母子医療(出産前後の母子医療)、災害時医療、精神科救急医療など、採算面から民間では実施されないおそれのある医療のことです。

政策医療を確保していくことは、県立病院の責務と考えていますので、地方独立行政法人となっても、法人の定款や中期目標、中期計画といった法人が目指すべき指針等にしっかりと、その確保を位置付けていきます。また、政策医療に必要な経費はこれまでどおり県が負担していきます。

Q4 地方独立行政法人になると県立病院ではなくなるの？

いいえ、地方独立行政法人になっても、県が設置している県立病院であることに変わりはなく、今までと同様に県民のための救命救急医療などの政策医療を提供していきます。

県に代わって地方独立行政法人が、県立病院を効率的に運営すると考えていただくとわかりやすいかと思います。

Q5 民営化ではないのですか？

かなり多くの方が、そう思われているかもしれませんが、それは誤解です。

地方独立行政法人は、民間企業では実施が難しい公共的な事業を行わせるため、県が100%出資して設立する法人です。その公共的な法人が運営するので、民営化とは違います。

Q6 地方独立行政法人は、県民にとってどんなメリットがありますか？

県とは別法人になることから、経営責任が明確になるとともに、県からの関与が少なくなり、より自主的で柔軟な病院運営が可能となります。その結果、県民の皆さんのニーズにあった医療サービスの提供に必要な意思決定が、病院現場で迅速に行えるようになります。

Q7 地方独立行政法人としての将来ビジョンは？

高度で質の高い医療を提供することで、県立病院の魅力を高め、県民の健康と生命を守る最後の砦である県立病院の役割を果たしていきます。

地方独立行政法人とは？

自治体が100%出資して設立する公共的な法人。自治体から「独立」することによって専任の理事長が配置されることで経営責任が明確となり、自主性・自律性が確保される。原則、同法人の職員は非公務員となるが、業務の停滞が住民生活などに著しい支障を及ぼす場合や業務運営において中立・公平性を確保する場合は「特定地方独立行政法人」として、職員に地方公務員の身分が与えられ、大阪府や岡山県などが導入している。



山梨県福祉保健部県立病院経営企画室

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 ☎055-223-1485 📠055-223-1856

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/kenbyou-kk/index.html>

E-mail kenbyou-kk@pref.yamanashi.lg.jp